



きりん通信No.123

発行:きりん人事労務管理事務所
 〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
 SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905
 TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394
 URL : <https://www.sr-kirin.jp/>
 e-mail: kirin@sr-kirin.jp



2026年(令和8年)3月号

決定済み・施行待ちの改正

子ども・子育て支援金制度 標準報酬月額 × 0.23%(労使折半負担)

子ども・子育て支援金制度による「子ども・子育て支援金」の徴収が、令和8年4月から(給与天引きはその翌月から)スタートします。こども家庭庁から公表された事業主向けリーフレットを確認しておきましょう。

.....子ども・子育て支援金制度／事業主向けリーフレット(抜粋).....

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

令和8年4月保険料(5月に給与天引き)より支援金を拠出いただきます。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料率(支援金率)は0.23%です。

- ※ 支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。
- ※ 基本的に支援金額の半分を企業のみなさまに拠出いただきます。
- ※ 賞与からも支援金を拠出いただきます(標準賞与×支援金率)。

このリーフレットにはQ & Aも掲載されており、そのなかには、下記のようなものもあります。

子ども・子育て拠出金と子ども・子育て支援金の違いはなんですか？

➡ 一読しただけではよく分からない内容でしたが、**拠出金は全額事業主負担**で主に「児童手当」の財源であり、**支援金は、労使折半**で負担し、妊産婦の給付金の財源となります。

もっと知りたい! 子ども・子育て支援金制度 Q&A

- Q 「子ども・子育て支援金制度」って?
- Q 給与明細で分けて記載したい

.....Q&A.....人事給与システムを改修し、給与明細書に子ども・子育て支援金を明示する必要はありますか?.....

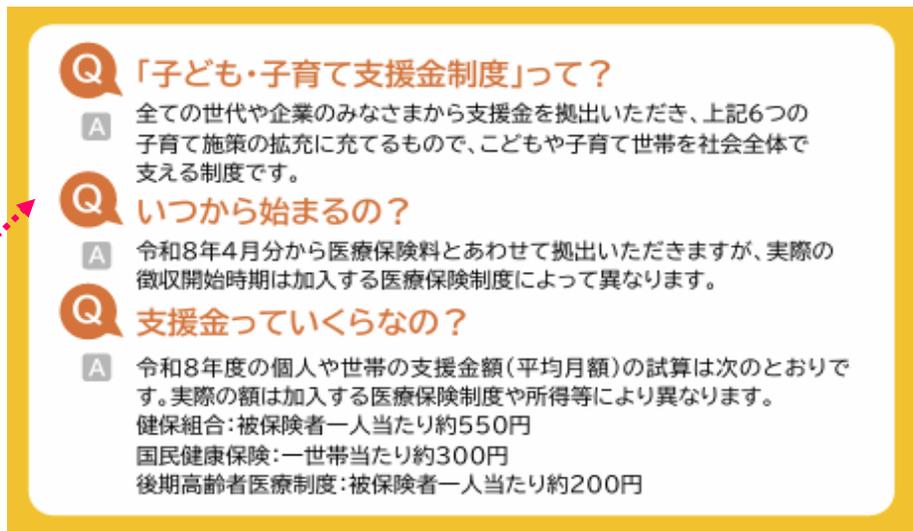
被保険者から保険料を徴収する際に保険料額の内訳として子ども・子育て支援金額を示すことは**法令上の義務ではありません**が、支援金制度が社会全体で子供や子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細書にその**内訳を示す取組についてご理解・ご協力をお願いしたい**としています。

企業としては、従業員の方にも理解してもらう必要があるため、下記のポスターを事業所の見やすい場所に掲示しておくなど、周知を図っておくとよいかもしれません。

なお、きりん事務所では、給与システムを改修し、保険料の内訳として、支援金を明記する予定です。

.....子ども・子育て支援金制度／広報用ポスター(こども家庭庁).....

◀一部拡大



★リーフレットやポスターのURLを、Mykomonのお知らせにご紹介いたします。

ご存じですか？ こども家庭庁 ベビーシッター利用者支援事業

行政は、保険料が増えるなどのお知らせは、しっかり発信しますが、利用できる給付金や制度の内容などは積極的に発信しないように思います。活用できる制度は出来る限りお伝えして参りますので、ご興味がありましたらご連絡下さい。子ども子育て拠出金を財源とする事業のひとつに、**社員が利用できるベビーシッター派遣サービス**の利用割引券の制度があります。この割引券を利用するためには、まず、企業が「実施団体」として登録申請をして、承認を受ける必要があります。



- 対象者・・・承認を得た企業に勤務する者
- 子の要件・・・小学校6年生まで（障害などの特例あり）
- 補助額・・・1枚2,200円の割引券を以下の上限で利用できる
 - 1企業の上限・・・1年間→1,200枚
 - 1対象児の上限・・・1日→2枚
 - 1家庭の上限・・・1か月→24枚 / 1年間→280枚

- ★ベビーシッターの費用が、1日4,400円、月52,800円、年間616,000円補助されます。
- ★この利用券を使える場所の一覧は、割引券ポータルサイト「ACSA」で検索できます。
- ★実施団体として登録されている企業一覧も検索できるので、今後の求人活動にも効果がありそうですね！
- ★企業が実施団体として登録し、従業員に割引券を配する場合の金銭的負担は、驚くほど低コストです！
- ★何故こんなに安くできるのか？それはもちろん全企業が保険料としてその経費を負担しているからです！

全企業から集めたお金を、自社に勤める従業員の為に、是非、活用してあげて欲しいと思います。

企業側も従業員側も、この補助によって社会保険料が上がる心配がありませんし、非課税所得として扱われます。家族手当として上乗せするよりも、はるかに低コストで「実質的な手取」を増やす福利厚生になります。企業イメージアップにも抜群の効果です。きりん事務所では、登録手続き申請をお手伝い致しますので、ご興味のある方は、是非お声がけ下さい。

けんぽアプリ 使ってみました！

協会けんぽのアプリ 傷病手当金の申請が自分でできる！！

「協会けんぽから、「けんぽアプリ」をリリースしたとのお知らせがありました（令和8年1月26日公表）。

協会けんぽは、加入者4,000万人および280万事業所の健康をデジタル技術で支える構想「けんぽDX」を本格始動するということです。早速、試しに登録しましたが、想像以上に「使える！！」と思います。

怪我也病気もないので申請まではできませんでしたが、こんな感じの画面が進みます。

今後の進化に期待が持てそうな予感です。



◆ウィリアム・ジェームズの名言◆

- ◆意識が変われば行動が変わる 行動が変われば習慣が変わる
- 習慣が変われば人格が変わる 人格が変われば運命が変わる
- 運命が変われば人生が変わる だから **意識が変われば人生が変わる◆**

この言葉は、きりん通信始まって以来3回目のご紹介になります。

「どうなりたいの？」これは、きりん式成長支援プログラムの起源でもあります。今年も早くも3分の1が経過しますが、今月はきりんスタッフの目標発表会です。さて、今の会社は、10年前に想像していた状況と比べてどうでしょうか？

今月は、1842年生まれアメリカ合衆国の哲学・心理学者「意識の流れに関する理論」を提唱したウィリアム・ジェームズの名言をご紹介します。

